

○和歌山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成24年12月20日

条例第48号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、法第48条第1項第1号の指定を行う特別養護老人ホームの入所定員の数並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(入所定員)

第3条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第9条までに規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「省令」という。）の規定（省令第3条第1項第1号及び第37条（第49条において準用する場合を含む。）を除く。）による基準をもって、その基準とする。

(居室の基準)

第5条 省令第3条第1項第1号の規定は、指定介護老人福祉施設の居室の基準について準用する。この場合において、同号イただし書中「入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とあるのは、「地域の実情等を踏まえ市長が必要と認める場合は、2人以上4人以下」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第6条 省令第37条（第49条において準用する場合を含む。）の規定は、指定介護老人福祉施設が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、省令第37条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「当該指定介護福祉施設サービスを提供した日から5年間」と読み替えるものとする。

(人権擁護)

第7条 指定介護老人福祉施設には、入所者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置かなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(災害対策推進員の配置)

第8条 指定介護老人福祉施設には、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

(安全管理対策推進員の配置)

第9条 指定介護老人福祉施設には、入所者の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。